

16歳以上の自転車利用者

自転車の「青切符」 制度が始まります!

(交通反則通告制度)



交通反則通告制度の概要

- 交通違反をした場合に青切符が交付されます。
- 期限内に反則金を納付することで手続きが終了します。
- 反則金を納付しなかった場合は刑事手続きに移行されます。

1 携帯電話使用等
(ながらスマホ)



反則金 12,000円

2 信号無視



反則金 6,000円

3 車道の
右側通行



反則金 6,000円

4 横断歩行者
妨害



反則金 6,000円

5 一時不停止



反則金 5,000円

6 傘差し運転



反則金 5,000円

7 無灯火



反則金 5,000円

8 イヤホン・
ヘッドホン使用



反則金 5,000円

9 並進



反則金 3,000円

自転車の「青切符」制度

よくある質問

Q&A

Q. 自転車の交通ルールが変わるの？

A. 変わりません。



Q. ヘルメットを着用しないと取締りの対象になる？

A. 対象ではありません。ヘルメットの着用は努力義務ですが、命を守るためにおすすめします。



Q. 取締りが厳しくなるの？

A. 基本は指導警告です。ただし、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反の場合、取締りを行います。



Q. 運転免許の点数に影響する？

A. 影響はありません。



ただし、重大事故・違反には運転免許の効力停止の可能性も



Q. 自転車で歩道を通行してもいいのはどんな場合？

A. 自転車は車道通行が原則です。ただし、次の場合には、普通自転車が歩道を通行することができます。



・「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合



・運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合



・車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合
(工事中・駐車車両がある・交通量が多いなど)

